

新型コロナウイルス感染症に係る緊急金融対策に係る緊急要望書

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡散により、我が国においては、観光客の激減に伴うキャンセルの増加や売上の減少、サプライチェーンの毀損による生産・工事の遅れ、イベントの自粛による景気の冷え込みなど、事業活動や企業活動に深刻な影響が生じているところです。

とりわけ収入が減少し、業績悪化から資金繰りに支障が出ている中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）が急増しており、業績回復の見通しが立たない中、対策が急務となっております。

国においてはこうした切迫した情勢を踏まえ、現在準備が進められている緊急経済対策において思い切った金融支援策を講じられますよう、次のとおり緊急に要望します。

- 1 資金繰り支援等のための融資制度について、都道府県等制度融資に対して国が金利・保証料を全額負担することにより、実質無利子・無保証料を実現する利子・保証料等の補給制度を創設すること。
- 2 地域の銀行や信用金庫など民間の金融機関が、新型コロナウイルス感染症で深刻な被害を受けた事業者に対する独自のいわゆるプロパー融資制度を創設し、実施した場合において、国が金利を負担することにより、実質低金利融資を実現する利子補給制度を創設すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に関して、都道府県等制度融資から他の融資・保証制度への借り換えが柔軟にできるようにすることで、中小企業等が、国の融資制度、都道府県等の制度融資、民間のプロパー融資を状況に応じ活用できるようにすること。
- 4 中小企業等の緊急の資金繰りに迅速に応じられるよう、民間金融機関や信用保証協会が受付窓口や審査の体制を増強することを支援し、融資実行までの期間を短縮すること。

令和2年4月6日

京都府知事 西脇 隆俊
京都市長 門川 大作